

〔政治資金パーティー〕

1 政治資金パーティーとは、どんなものをいうのですか。

政治資金パーティーとは、対価（会費）を徴収して行われる催物のうち、会費収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含みます。）に関し支出することとされているものをいいます。

なお、会費を集めて行う催物、例えば「忘年会」、「新年会」、「〇〇さんの△△を祝う会」など、その「名称の如何」、「会費額の大小」を問わず、参加者が実費程度を負担して行われているもの（収益をあげて、それを政治活動のために支出することを目的としないもの。）は、「政治資金パーティー」とはいいません。

2 政治資金パーティーは、誰でも開催できますか。

政治資金パーティーは、原則として、政治団体によって開催されるようにしなければならないとされていますが、政治団体以外の者が政治資金パーティーを開催することについて、特別の規定はないことから、政治団体以外の者であっても政治資金パーティーを開催することができます。

しかし、政治団体以外の者が開催する政治資金パーティーのうち、その収入額が1,000万円以上となるもの、あるいは1,000万円以上になると見込まれるもの（これらを「特定パーティー」という。）を開催するときは、届出が必要となります。

なお、政治団体以外の者が「政治資金パーティー」を開催し、その残額を政治団体等に寄附する場合、寄附の制限を受けますので、政党、政党支部及び政治資金団体に対する年間750万円の範囲しか寄附ができませんし、それ以外の者に対する寄附は禁止されます。また、この政治団体以外の者は、政治活動に関する寄附を受けることはできません。

3 特定パーティーとは、どんなパーティーをいうのですか。

特定パーティーとは、政治資金パーティーのうち、その対価（会費）に係る収入が「1,000万円以上になるもの」あるいは「1,000万円以上と見込まれるもの」をいいます。

政治資金パーティーを開催することは、何ら届出の必要がないことは、前述のとおりです。

しかし、政治団体以外の者が「特定パーティーとなるもの」あるいは「特定パーティーになると見込まれるもの」を開催するときは、その開催しようとするときから政治団体とみなされますので、政治団体としての届出（政治団体設立届、特定パーティー開催計画書及び告知文書）、会計帳簿の備え付け、収支報告書の提出義務を負うことになります。また、計画当初は特定パーティーとならないはずであった政治資金パーティーが開催規模を拡大したり、結果として1,000万円以上となった場合にも「特定パーティー開催団体」となりますので、規模の拡大を決定したとき、又は1,000万円以上になったときから7日以内に設立の届出が必要となります。

この場合、届け出るまでの間は、届出をしたものとみなされることとなっています。
なお、政治団体が特定パーティーを開催するときには、特別の届出は必要ありません。

4 政治資金パーティーに何か規制がありますか。

政治資金パーティーの対価の支払い（パーティー券の購入）は、債務の履行として支払われるものであり、出席を前提にしている限り、政治活動に関する寄附には該当しません。また、政治資金パーティーの開催は政治団体が開催することを原則としており、その適正化を図るため、①パーティー収入の明確化、②パーティー券の大口購入者の公開、③量的制限及びあっせんの制限等の規制が設けられています。

(1) 量的制限（個別制限）と公開基準

1回の政治資金パーティーにつき、同一の者からの対価の支払いは、150万円以下に限られます。

また、政治資金パーティーの対価の支払いについての公開基準は、1回の政治資金パーティー当たり20万円を超えるもので、支払いをした者の氏名（団体の場合にあつては、その名称）、住所（団体の場合にあつては、その主たる事務所の所在地）を「収支報告書」に記載しなければなりません。

(2) 告知義務

政治資金パーティーを開催する者は、あらかじめそのパーティーの対価の支払い（パーティー券の購入）をする者に対し、その対価の支払いが政治資金パーティーの対価の支払いである旨を書面（開催の案内状又は開催通知及びパーティー券のいずれか）により告知しなければなりません。

その告知の文言は、「この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。」と記載してください。

(3) その他の規制

政治活動に関する寄附と同様に次の規制があります。

① 匿名による支払いの禁止

政治資金パーティーの対価の支払いを匿名ですることは禁止されています。

② あっせんに係る威迫的行為の禁止

政治資金パーティーの対価の支払いについて、相手方に対して、業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等、不当にその意思を拘束するような方法や、意思に反するチェック・オフ等は禁止されています。

③ 公務員の地位利用による関与の禁止（法22条の9）

国又は地方公共団体の一般職員は、その地位を利用して、政治資金パーティーに対価を支払って参加することを求めたり、支払いを受けたり、他の者がするこれらの行為に関与することは禁止されています。

(4) 政治資金パーティーを開催した者の寄附の制限

政治団体が政治資金パーティーを開催した場合、その対価は「機関紙誌発行その他の事業による収入（様式その3）」に計上し、支出は「政治資金パーティー開催事業費（様式その14）」に計上します。また、残額は、当該団体の政治活動経費に組み込まれますので、翌年報告する収支報告書にその旨を記載することとなります。また、政治団体が政治資金パーティーを開催するために、特別の届出は不要ですし、当該団体以外の政治団体へ寄附する場合についても制限はありません。政治団体以外の者（特定パーティー開催団体を含む。）が政治資金パーティー開催後の収益を寄附するときには、寄附の制限枠が適用されます。

したがって、寄附額は、会社、労働組合その他の団体が1年間に寄附のできる範囲に限られますので、政党・政治資金団体に年間750万円以内となります。これ以外の政治団体や政治家への寄附は禁止されます。

なお、政治資金パーティーを開催した者（政治団体を除く。）は、政治活動に関する寄附を受けることができないので、パーティーにおけるお祝い等の授受はできませんので、注意してください。

5 政治団体以外の者が特定パーティーを開催するときは、どのような手続きが必要ですか。

政治団体以外の者が特定パーティーを開催するときには、届出をしなければならないことは前述のとおりです。政治資金パーティーは、政治団体によって開催されるようにしなければならないと規定していることから、政治団体以外の者が一定規模以上の政治資金パーティーを開催するときには、この者を政治団体とみなして届出義務、収支報告義務等を課すことにより、政治団体との調和を図ろうとしているものです。

(1) 設 立 届

特定パーティー開催団体の設立は、「政治団体設立届」と「特定パーティー開催計画書」及び対価の支払いが「政治資金パーティーの対価の支払いである旨の告知をする書面」が必要となります。特定パーティー開催計画書には、パーティーの名称、開催年月日、開催場所、収入予定金額、パーティー券1枚当たりの販売単価、収益の予定支払先などを記載することとなります。

なお、届出先及び届出期限は、通常の政治団体の届出と同様ですが、この届出がなされた後でなければ、特定パーティーに係る対価の支払いを受けたり、支出したりすることができません。

(2) 異動届及び解散

① 異動届

異動届は、政治団体の手続き同様必要となりますので、設立届及び添付した書類の内容に変更があったときは、その変更事由の生じた日から7日以内に届出が必要となります。

異動届の手続きは、政治団体の「届出事項の異動届」と同様ですが、この場合、「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と読み替えます。

② 解 散

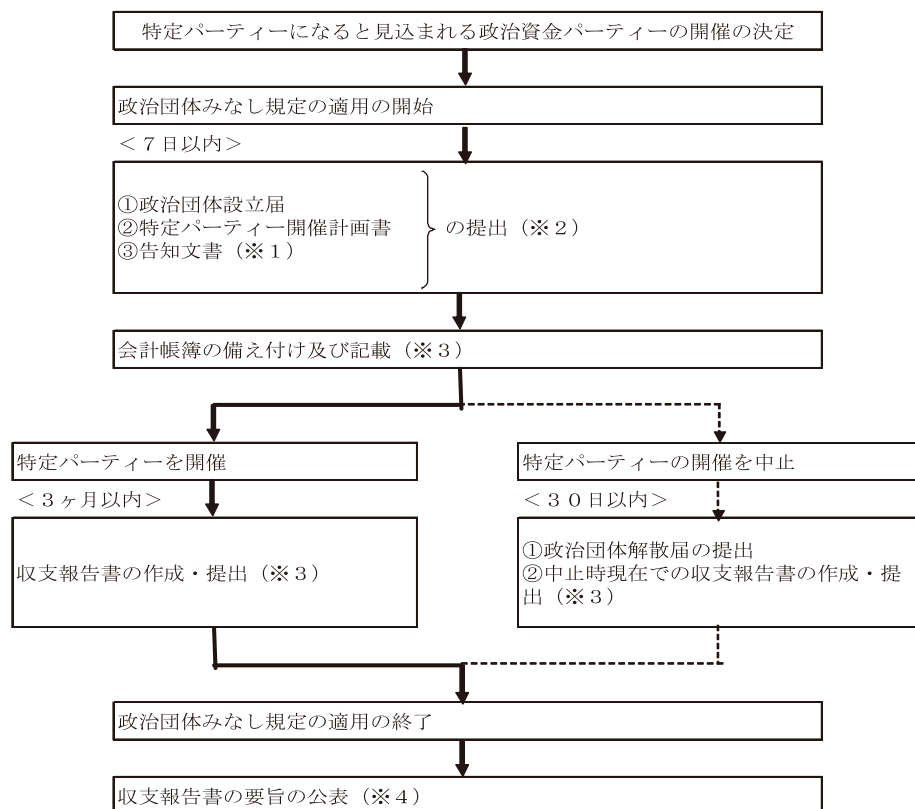
特定パーティー開催団体は、特定パーティーが開催された後「3ヶ月以内」に収支報告書を提出することが義務付けられており、この報告書の提出により政治団体でなくなったものとみなされます。この場合には「政治団体解散届」は不要です。

ただし、特定パーティーを開催しようとする団体が、当該特定パーティーを中止した場合には、当該特定パーティーを中止した旨及びその年月日について、「政治団体解散届」とその日までの収支報告書を中止の日から30日以内に提出しなければなりません。

収支報告書の記載については、通常の政治団体の収支報告書と異なり、特定パーティーの開催準備から開催終了後までの決算のすべてを報告することになりますので、年をまたぐ場合もあります。

なお、収入・支出は予定されているものまで含みますので、原則として繰越金は、「0（ゼロ）」となります。また、添付する領収書は報告日までに支出したものについて提出します。

【参考】政治団体以外の者が特定パーティーを開催する場合の流れ



※1 特定パーティー開催団体が、対価の支払者に対して当該対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨を告知する文書です。

なお、告知のための文言は、「この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。」と定められています。

※2 これらの文書を提出しないときは、政治資金パーティーの対価の支払を受け、又は支出をすることができません。

※3 会計帳簿及び収支報告書の記載の要領は、一般の政治団体と同様です。

※4 特定パーティー開催団体の会計責任者には、収支報告書の要旨が公表されてから3年間会計帳簿等を保存することが義務づけられています。

〔寄 附 の 制 限〕

1 政治資金規正法でいう寄附とは、どのようなものをいいますか。

寄附とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものと定義されています。（法4条③）また、公選法では「寄附」の他に「約束」も含めて定義しています。（公選法179条②）

しかし、「政治団体に対してされる寄附」及び「政治家の政治活動に関してされる寄附」について一定の制限をし、公選法では「選挙に関連する寄附」を規制の対象とするとともに、選挙に関するか否かを問わずされる（する）寄附も規制しています。

- （注）1 「その他の財産上の利益」には、事務所の無償借上や労務の無償提供、電気・ガスといった有体物・無体物の財産上の利益も含まれます。
さらに、公選法では、花輪・供花・香典・祝儀・その他これに類するもの（賄別金・入学祝・卒業祝・お中元・お歳暮等）を含むことが明記されています。
- 2 「党費又は会費」とは、団体の構成員個人が、その団体の党則・規約等に定められている義務としての債務であり、会社や法人その他の団体が負担するものは、たとえ党費・会費名目であっても寄附（法5条②）とみなされます。
- 3 政治資金パーティーや各種の催物のパーティー券や会費は、「出席」を前提としている限り政治活動に関する寄附には当たりません。

2 政治資金規正法では、どのような寄附を規制していますか。

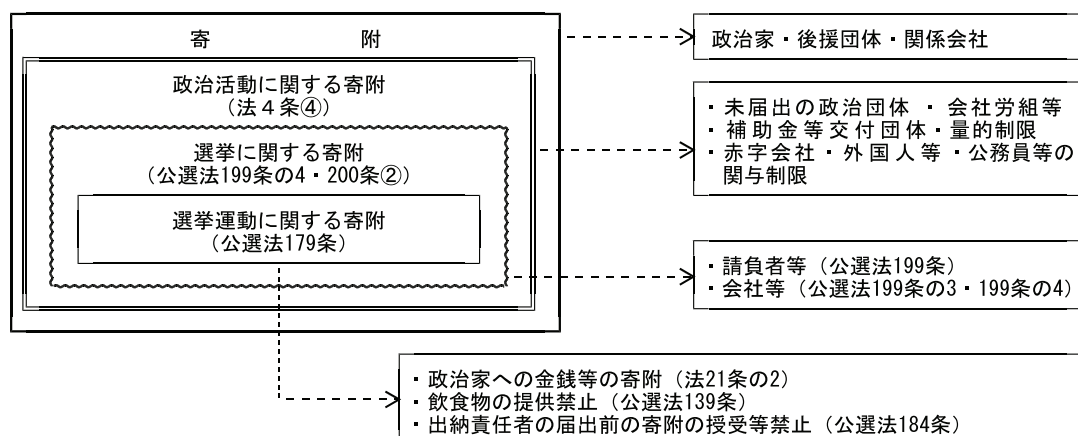
寄附に対して次のような規制をしています。

（1）寄附の規制の対象（法4条④）

政治団体に対してされる寄附は、すべて「政治活動に関する寄附」として規制の対象としています。また、政治家に対してされる寄附は、政治団体にする寄附と異なり、その受けた寄附がすべて規制されるのではなく、私人としての経済活動等は除かれ、「政治活動（選挙運動を含む）に関する寄附」が規制の対象となります。

なお、労働団体や文化団体等が、その活動の一環として政治活動を行う場合に、その活動に対してされる寄附には、法の適用はありません。

（2）制限される寄附の種類



※選挙運動に関する寄附（公選法 179 条）

選挙運動に関する寄附とは、選挙運動の財源にあてる目的を持って、又は直接そのものを選挙運動に使用される目的をもってされる金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付及びその約束で、党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいいます。

この寄附を政治団体が行った場合、収支報告書の区分は「選挙関係費」に該当します。

※選挙に関する寄附

選挙に際し、選挙に関する事項を動機として行われる寄附であって、選挙運動に関する寄附より広義で、選挙に関連する一切の寄附を含みます。

3 寄附は、具体的にどのように制限されていますか。

政治団体や政治家に対してする「政治活動の寄附」を量的に規制しています。

この制限には、個人や団体（政治団体を除く。）がする寄附の年間の総量を規制した「総枠制限」（法 21 条の 3）と 1 つの政治団体及び 1 人の政治家に対してできる年間の総量を規制した「個別制限」（法 22 条）とがあります。

これらの寄附には、金銭等によらない寄附（事務所・自動車・労務等の無償提供や物品・ガス・電気といった有体物・無体物も含む。）も含めて、寄附の限度額内に限られます。

なお、政党支部は、本部・支部を通じて一つの政治団体とみなされていますので、本部と支部を合わせた額が寄附の量的制限の範囲内に限られます。

ただし、「市区町村の区域を単位とした支部」及び「選挙区の区域を単位とした支部」以外は、政党以外の政治団体とみなされます。（法 21 条④）

何人も、この量的制限に違反する寄附を受けることができません。（法 22 条の 2）

(1) 総枠制限（法第 21 条の 3）

① 個人のする寄附（別表 2 参照）

個人のする寄附の限度額は政党・政治資金団体へは年間 2,000 万円、その他の政治団体や政治家へは 1,000 万円で、年間 3,000 万円が限度となっています。

ただし、特定寄附や遺贈による寄附は、この限度額から除かれています。（法第 21 条の 3 ④）

② 会社・労働組合・その他の団体のする寄附

会社、労働組合及びその他の団体の寄附の限度額は、資本金・組合員数・前年経費の額に応じて、政党・政治資金団体（本部と支部の合計）へ年間 750 万円から 1 億円の範囲と制限されます。（別表 1 参照）

③ 政治団体のする寄附

政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、同一の政治団体に対し年間 5,000 万円以内に制限されます。（法 22 条①）また、政党以外の政治団体が政治家の政治活動に関してする寄附については、金銭等によるものは「選挙運動に関するもの」を除き、禁止されています（法 21 条の 2）。

(2) 個別制限（法２２条）

① 個人の寄附

個人のする政治活動に関する寄附は、政党・政治資金団体へする場合に個別制限はありませんが、その他の政治団体へは年間１５０万円以内と制限されます。また、政治家へは選挙運動に関するものを除き、金銭等の寄附が禁止されていますので金銭等以外の寄附に限られます。この政治家への寄附は、金銭等以外の寄附を合わせて年間１５０万円以内となります。（法２２条②）

ただし、政治家自身が、自ら指定している資金管理団体へ、自己資金を寄附するときには、個別制限は適用されないで、総枠制限（１，０００万円）の範囲まで可能ですし、遺贈によるものも制限されません。（法２２条③）

なお、政治家が資金管理団体以外の政治団体へ自己資金を寄附する場合は、個別制限の一団体につき年間１５０万円以内となります。

② 会社・労働組合・その他の団体のする寄附

会社、労働組合及びその他の団体は、政党、政党支部及び政治資金団体への寄附に個別制限はありませんが、その他の政治団体や政治家への寄附は禁止されています。

（別表１） 会社・労働組合その他の団体の規模別寄附総枠

会社 (資本金又は出資の金額)	労働組合又は職員団体 (組合員又は構成員の数)	会社・労働組合又は職員団体以外の 団体 (前年における年間の経費の額)	政党・政治資金 団体に対する寄附 の年間限度額
10億円未満	5万人未満	2千万円未満	750万円
10億円以上～ 50億円未満	5万人以上～ 10万人未満	2千万円以上～ 6千万円未満	1,500万円
50億円以上～ 100億円未満	10万人以上～ 15万人未満	6千万円以上～ 8千万円未満	3,000万円
100億円以上～ 150億円未満	15万人以上～ 20万人未満	8千万円以上～ 1億円未満	3,500万円
150億円以上～ 200億円未満	20万人以上～ 25万人未満	1億円以上～ 1億2千万円未満	4,000万円
250億円以上～ 300億円未満	25万人以上～ 30万人未満	1億2千万円以上～ 1億4千万円未満	4,500万円
300億円以上～ 350億円未満	30万人以上～ 35万人未満	1億4千万円以上～ 1億6千万円未満	5,000万円
350億円以上～ 400億円未満	35万人以上～ 40万人未満	1億6千万円以上～ 1億8千万円未満	5,500万円
400億円以上～ 450億円未満	40万人以上～ 45万人未満	1億8千万円以上～ 2億円未満	6,000万円
450億円以上～ 500億円未満	45万人以上～ 50万人未満	2億円以上～ 2億2千万円未満	6,300万円
500億円以上～ 550億円未満	50万人以上～ 55万人未満	2億2千万円以上～ 2億4千万円未満	6,600万円
550億円以上～ 600億円未満	55万人以上～ 60万人未満	2億4千万円以上～ 2億6千万円未満	6,900万円
600億円以上～ 650億円未満	60万人以上～ 65万人未満	2億6千万円以上～ 2億8千万円未満	7,200万円
650億円以上～ 700億円未満	65万人以上～ 70万人未満	2億8千万円以上～ 3億円未満	7,500万円
700億円以上～ 750億円未満	70万人以上～ 75万人未満	3億円以上～ 3億2千万円未満	7,800万円
750億円以上～ 800億円未満	75万人以上～ 80万人未満	3億2千万円以上～ 3億4千万円未満	8,100万円
800億円以上～ 850億円未満	80万人以上～ 85万人未満	3億4千万円以上～ 3億6千万円未満	8,400万円
850億円以上～ 900億円未満	85万人以上～ 90万人未満	3億6千万円以上～ 3億8千万円未満	8,700万円
900億円以上～ 950億円未満	90万人以上～ 95万人未満	3億8千万円以上～ 4億円未満	9,000万円
950億円以上～ 1,000億円未満	95万人以上～ 100万人未満	4億円以上～ 4億2千万円未満	9,300万円
1,000億円以上～ 1,050億円未満	100万人以上～ 105万人未満	4億2千万円以上～ 4億4千万円未満	9,600万円
1,050億円以上	105万人以上～ 110万人未満	4億4千万円～ 4億6千万円未満	9,900万円
	110万人以上	4億6千万円以上	1億円

（別表２） 総枠制限と個別制限

【寄附】金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のもの。
 ※「財産上の利益」・・・有体物、無体物の如何を問わない。（電気、光熱水、債務の免除、物品の無償貸与、労務の無償提供等）

寄附者 受領者		人		会社・労働組合等		政治団体		政 党	
		総 枠 制 限	同一の相手方に対する個別制限	総 枠 制 限	同一の相手方に対する個別制限	総 枠 制 限	同一の相手方に対する個別制限	総 枠 制 限	同一の相手方に対する個別制限
		年 間 2,000万円	制限なし	資本金、組員数等に応じて年間 750万～1億円	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
その他の政治団体	資金管理団体	年 間 1,000万円 （※２）	年 間 150万円 （※３）	禁 止	禁 止	制限なし	年 間 5,000万円	制限なし	制限なし
	資金管理団体 以外の政治団体		年 間 150万円	禁 止	禁 止	制限なし	年 間 5,000万円	制限なし	制限なし
		金銭等に限り 禁止（※１）	金銭等に限り 禁止（※１） その他は年間 150万円	禁 止	禁 止	金銭等に限り 禁止（※１） その他は制限 なし	金銭等に限り 禁止（※１） その他は制限 なし	制限なし	制限なし

※１ 選挙運動に関するものについては、金銭等による寄附ができます。

※２ 資金管理団体の届出をした「公職の候補者」が、その資金管理団体に対してする特定寄附（公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附を自らの資金管理団体に寄附するもの）や遺贈によってする寄附については、制限なしとされています。

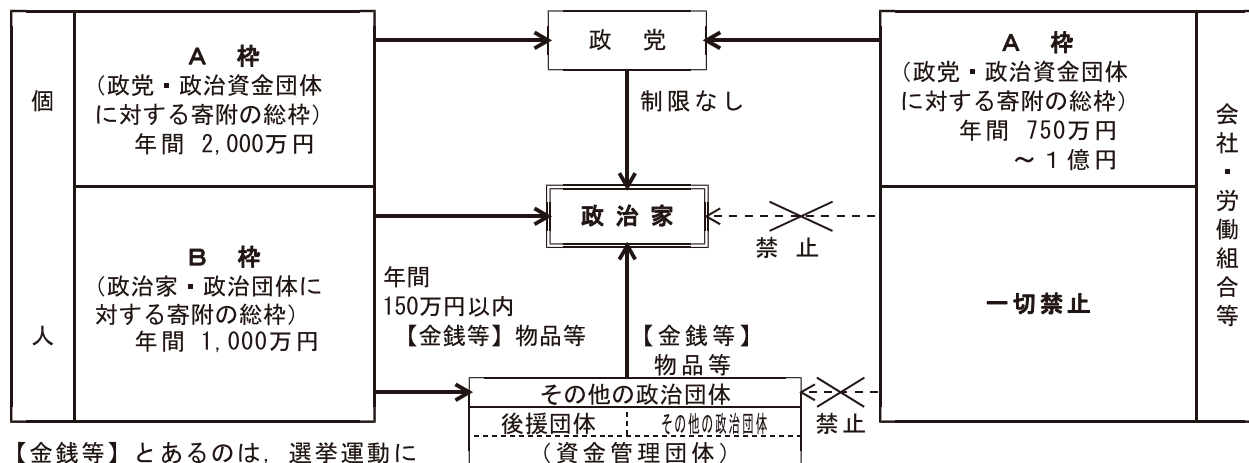
※３ 「公職の候補者」は、一定期間（地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙にあっては、その任期満了の日前９０日に当たる日から当該選挙の期日までの間）、当該公職の候補者に係る後援団体に対し寄附をすることが禁止されます。
 （ただし、資金管理団体に対してする寄附は差し支えありません。）

（注）１ 会社・労働組合等には、「職員団体」、「その他の団体」が含まれます。

（注）２ 「その他の団体」については、「前年における年間経費の額」に応じて総枠制限が設けられています。

（注）３ 政治資金団体に対する寄附及び政治資金団体が行う寄附（千円以下の寄附・不動産による寄附を除く）は、口座振込・振替が義務付けられています。

（違反した寄附：国庫に帰属）



(3) 総枠制限及び個別制限のないもの

次のものは総枠制限及び個別制限はありません。

① 特定寄附（法２１条の３④）

特定寄附とは、政治家が政党から受けた政治活動に関する寄附を、自分の指定した資金管

理団体へ寄附したものをいい、総枠制限から除かれます。

② 個人が遺贈によってする寄附（法 21 条の 3 ④，22 条③）

遺贈による寄附には、量的制限がありません。

4 どんな寄附が禁止されますか。

(1) 誰もがしてはならない寄附

① 政治家への寄附

政治家個人に対する政治活動に関する金銭等の寄附は、政党を除き禁止されます。（法 21 条の 2）また、金銭等以外の寄附であっても、政治団体以外は年間の総枠制限及び個別制限の範囲内に限られ、会社、労働組合及びその他の団体が政治家個人への政治活動に関して寄附することは禁止されます。

なお、政治家本人の後援団体であっても、平常時は（選挙運動に関するものを除き）その政治家本人への金銭等による寄附は禁止されます。

② 他人名義・匿名の寄附（法 22 条の 6）

何人も、本人以外の名義又は匿名による政治活動に関する寄附はできませんし、受けることもできません。

従って、政治活動に関する街頭募金や資金カンパの場合は必ず、寄附者の氏名・住所・職業・寄附金額・寄附年月日が明記されていなければなりません。

ただし、政党又は政治資金団体に対してする寄附で、街頭又は一般に公開される講演会若しくは集会の会場で行われる 1,000 円以下の寄附（カンパ）は匿名でも認められています。

③ 飲食物の提供（公選法 139 条）

何人も、選挙運動に関して、衆議院（比例代表選出）議員選挙以外の選挙で、選挙運動（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が行うもの及び参議院名簿届出政党等が行うものを除く。）に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し、一定の範囲内で、選挙事務所において食事のために提供する弁当（携行するために提供されたものを含む。）を除き、いかなる名義であっても酒や食べ物（湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除く。）を提供することはできません。

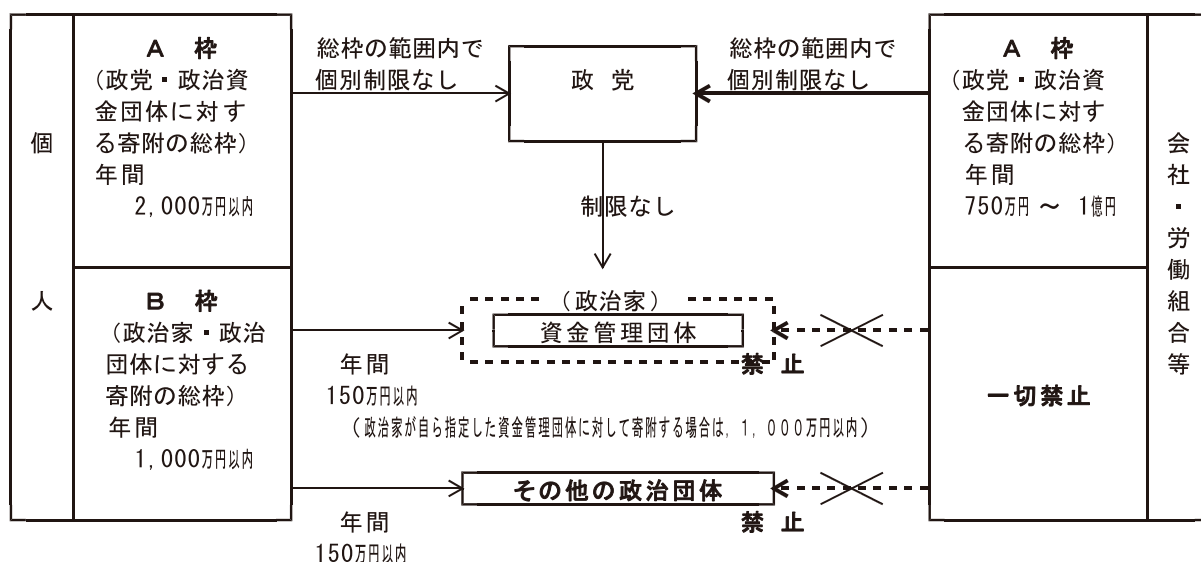
④ 後援団体の集会、行事等における一定期間内の寄附（公選法 199 条の 5）

後援団体の総会（結成集会を含む）又は後援団体が行う見学、旅行等において、各選挙につきその選挙区内にある者に対し、選挙前の一定期間（任期満了の日前 90 日に当たる日から当該選挙の期日までの間、解散の日の翌日から当該選挙の期日までの間及び当該選挙を行うべき事由が生じた旨の告示（事由発生告示）をした日の翌日から当該選挙の期日までの間）、饗応接待をしたり金銭又は記念品等を供与することは禁止されています。

(2) 会社・労働組合・その他の団体がしてはならない寄附

① 会社・労働組合・その他の団体の政治活動に関する寄附（法 21 条）

会社、労働組合及びその他の団体（政治団体を除く。）は、政党・政治資金団体以外の者への「政治活動に関する寄附」（選挙運動を含む。）は禁止されています。また、これらの団体が政党・政治資金団体の構成員として負担する党費又は会費は、寄附とみなされる（法5条②）ので、これにより支出した年間の党費又は会費の総額は、寄附の量的制限額の範囲内でなければなりません。



② 特定会社等の政治活動に関する寄附（法22条の3①）

ア 補助金・負担金・利子補給金等の交付を受けた会社等

国又は地方公共団体から、補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究・調査又は災害復旧に係るもの、その他その性質上利益を伴わないもの、政党交付金を除く）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から1年間を経過する日までの間、政治活動に関する寄附をすることができません。



イ 出資等を受ける会社等

国又は地方公共団体から、資本金・基本金その他これに準ずるものの出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、期間を問わず、政治活動に関する寄附をすることができません。（法22条の3②）



ウ 会社等以外

何人も、ア及びイの適用を受ける者であることを知りながら、その者に対して、政治活動の寄附を要求したり勧誘したりすることはできませんし、受けることもできません。（法 22 条の 3⑤）

ここで寄附の制限対象となっている会社その他の法人は、「政党」であっても、その政党が選挙で政治家の公認、推薦又は支持している場合には、当該選挙に関係している政党への寄附も禁止されます。

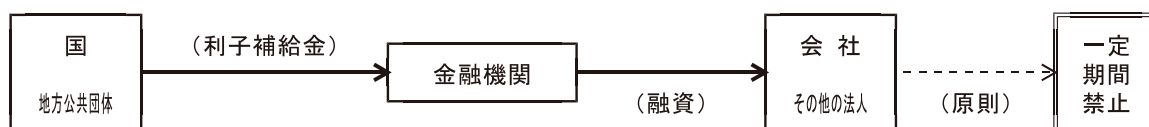
③ 選挙に関する請負等の寄附（公選法 199 条①）

ア 国又は地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者は、当該選挙に関して寄附をすることは禁止されています。

「請負」には、一般の請負契約の外、物品の払下契約、特定の運送契約、施設の特別使用契約等が含まれ、「特別の利益」とは、利益の割合は通常であるが、契約そのものが大きいため利益の総額も大きくて、一般業者が参加できない特恵的又は独占的な利益を得るような場合も含むと解されています。

イ 国又は地方公共団体から利子補給の対象である融資（試験研究・調査及び災害復旧に係るもの除く。）を受けている会社その他の法人は、利子補給金の交付の決定の通知を受けた日から当該利子補給金の交付の日から起算して 1 年間を経過する日までの間、当該選挙に関して寄附することができません（公選法 199 条②）

※国又は地方公共団体が、銀行や農協等の金融機関に対して利子補給をするのではなく、融資を受けている会社・その他の団体へ直接利子補給する場合は、法の規制を受けることになります。（法 22 条の 3）



④ 赤字会社の寄附（法 22 条の 4）

三事業年度（1 年半又は 3 年）以上にわたり、継続して欠損を生じている会社は、当該欠損がうめられるまでの間、政治活動に関する寄附はできません。

何人も、これに反する寄附であることを知りながら、これを受けることもできません。

⑤ 外国法人等からの寄附の受理（法 22 条の 5）

何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、政治活動に関する寄附を受けることはできません。

(3) 政治家がしてはならない寄附

① 選挙区内にある者に対してする寄附（公選法 199 条の 2）

政治家は、自分の選挙区内にある者に対しては、次のア～エに対して寄附する場合を除き、いかなる名義であっても寄附することはできません。

ア 政党その他の政治団体及びその支部への寄附

政治家自身の後援団体であっても、政治家自身はその団体へ自己資金を寄附する場合は、特定寄附を除き、総枠制限（年間１，０００万円）及び個別制限（年間１５０万円）が適用になります。ただし、その後援団体が資金管理団体の場合には個別制限はありませんので、総枠制限の範囲まで寄附が可能です。

イ 親族（血族６親等内、配偶者及び姻族３親等内）への寄附

ウ 政治教育集会の必要やむを得ない実費補償。ただし、政治教育集会であっても次のものは禁止されています。

(ア) 饗応接待

(イ) 当該選挙区外で行われるもの。

衆議院（小選挙区）選出議員はその選挙区外で、県知事及び参議院（宮城県選挙区）選出議員は宮城県外で、市町村長・議員は、その市町村外での政治教育集会は規制を受けることになります。

(ウ) 一定期間内（任期満了前９０日間等）に行われるもの。

エ 社交の範囲内で、（禁止されているが）罰則適用のないもの

(ア) 結婚披露宴へ自ら出席した場合の祝儀（金銭以外も可）

ただし、親族等の代理出席は名義人の寄附となりますし、祝儀の事前交付も禁止されています。

(イ) 葬式へ自ら出席した場合の香典。ただし、金銭に限られ、花輪・供花は禁止されています。

※親族・政治教育集会の実費補償を除き、何人も政治家に対して選挙区内への寄附の勧誘・要求は禁止されています。（公選法１９９条の２③）

② 候補者名義の寄附（公選法１９９条の２②）

政治家以外の者は、いかなる名義であっても政治家の選挙区内へ「政治家名義」の寄附をすることは禁止されています。

※当該政治家の親族や当該政治家の行う政治教育集会の実費補償は除かれます。

③ 関係会社等の寄附（公選法１９９条の３）

政治家が役職員や構成員である会社その他の法人又は団体は（政治団体を含む。）は、政治家の氏名を表示し、又は類推されるような方法で、当該選挙区内にある者（政党及びその他の政治団体にする寄附、資金管理団体がする寄附で代表者へのものを除く。）へ寄附することは、いかなる名義であってもできません。

この団体には、地方公共団体は含まれませんが、地方公共団体の長等の氏名を表示して記念

品を送ることは、「本条の趣旨から望ましくない。」とされていますので、長の氏名を表示しないで団体名で実施してください。

なお、会社、労働組合及びその他の団体の政党・政治資金団体以外への政治活動に関する寄附は禁止されています。

④ 政治家名を冠した会社の寄附

政治家の氏名が表示又は氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、当該選挙に関し選挙区内（政党を除く。）にある者に対して寄附することはできません（公選法１９９条の４）。

⑤ 政治家自身の後援団体への一定期間内の寄附（公選法１９９条の５③）

政治家は、自分の後援団体へは一定期間内（任期満了前９０日間等）寄附が禁止されます。他の政治家の後援団体であれば禁止されませんし、自らの資金管理団体にする寄附は、総枠以内の金額であればいつでも禁止されません。

⑥ 社交の程度を超える寄附（公選法２４９条の２②）

政治家は、通常一般の社交の程度を超えて寄附することはできません。

(4) 後援団体がしてはならない寄附

政治家の後援団体は、次の場合を除き選挙区内にある者に対して寄附することは禁止されています。（公選法１９９条の５①）

① 政党その他の政治団体（支部を含む）への寄附

② 当該政治家への寄附

当該政治家にであっても、金銭等に関する寄附は「選挙運動に関するもの」に限られます（法２１条の２）が、物品には制限がありません。

③ 後援団体の設立目的による行事又は事業に関する寄附

当該後援会の行事又は事業であっても、当該選挙の一定期間内（任期満了前９０日間等）は禁止されますし、花輪・供花・香典・祝儀その他これに類する寄附は常時禁止されています。

(5) その他に禁止されること

① 政治団体の届出前の寄附の授受（法８条）

政治団体は、届出がされた後でなければ、政治活動（選挙運動を含む）のために、いかなる名義であっても、寄附を受けたり、支出したりすることはできません。

② 他人名義又は匿名の寄附の授受（法２２条の６）

いかなる場合でも本人名義以外の名義や匿名による政治活動に関する寄附を禁止しています。

ただし、政党及び政党支部や政治資金団体が、街頭又は一般に公開される演説会や集会の会場で行う１，０００円以下の寄附（カンパ）については、例外として認められます。（法２２条の６②）

なお、この規定に違反してされた寄附（金銭、又は物品）についての所有権は、国庫に帰属します。（法２２条の６④）

③ 寄附のあっせんに係る威迫行為（法２２条の７）

ア 何人も、政治活動に関する寄附のあっせんをする場合、相手方に対して業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等、不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄附のあっせんをする行為は禁止されています。

イ 政治活動に関する寄附のあっせんをする者は、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金・工賃・下請代金その他性質上これに類するものから、控除による方法で当該寄附を集めることは禁止されています。

④ 公務員の地位利用による関与等（法２２条の９）

国又は地方公共団体の一般職等の公務員は、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求めたり、受けたり、他の者がする政治活動に関する寄附に関与することは禁止されています。

⑤ 出納責任者の届出前の寄附の授受等（公選法１８４条）

選挙時における出納責任者は、届出がされた後でなければ、いかなる名義であっても選挙運動のための寄附を受けたり、支出したりすることはできません。

(6) 寄附の制限に適用される罰則

寄附の制限に対して違反した場合、次のように罰せられます。また、罰則の適用者には、公民権の停止といったこともありますので、注意してください。(法28条)

① 法の罰則

法で禁止されている寄附に適用される罰則は、次のとおりです。

禁 止 さ れ て い る 寄 附	関係条文	罰 則	
			関係条文
政治団体届出前の寄附の受領・支出	8	5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金	23
会社・労組等の寄附制限	21①	1年以下の禁錮 又は50万円以下の罰金	26
会社等への制限を超える寄附の勧誘・要求	21③	1年以下の禁錮 又は50万円以下の罰金	〃
政治家の政治活動に関する寄附	21②①	1年以下の禁錮 又は50万円以下の罰金	〃
総枠制限を超える寄附	21③	1年以下の禁錮 又は50万円以下の罰金	〃
個別制限を超える寄附	22①②	1年以下の禁錮 又は50万円以下の罰金	〃
会社等の寄附、政治家への寄附、総枠・個別制限を超える寄附等の受領	22②	1年以下の禁錮 又は50万円以下の罰金	〃
補助金等交付団体の寄附	22③①②	3年以下の禁錮 又は50万円以下の罰金	26②
補助金等交付団体の寄附の勧誘・要求	22③⑤	3年以下の禁錮 又は50万円以下の罰金	〃
補助金等交付団体の寄附の受領	22③⑥	3年以下の禁錮 又は50万円以下の罰金	〃
外国人・外国法人等からの寄附の受領	22⑤	3年以下の禁錮 又は50万円以下の罰金	〃
匿名の寄附	22⑥①	3年以下の禁錮 又は50万円以下の罰金	〃
匿名の寄附の受領	22⑥③	3年以下の禁錮 又は50万円以下の罰金	〃
赤字会社からの寄附	22④①	50万円以下の罰金	26③
赤字会社からの寄附の受領	22④②	50万円以下の罰金	〃
威迫による寄附のあっせん	22⑦①	6ヶ月以下の禁錮又は50万円以下の罰金	26④
寄附等への公務員の関与等	22⑨①	6ヶ月以下の禁錮又は50万円以下の罰金	〃
寄附等への公務員の関与等の請求	22⑨②	6ヶ月以下の禁錮又は50万円以下の罰金	〃
意思に反する控除による寄附のあっせん	22⑦②	20万円以下の罰金	26⑤

② 公職選挙法の罰則

公職選挙法で禁止されている寄附に適用される罰則は、次のとおりです。

禁 止 さ れ て い る 寄 附	罰 則		
	関係条文		関係条文
飲食物の提供禁止	公選法 139	2年以下の禁錮 又は50万円以下の罰金	公選法 243①
出納責任者の届出前の寄附の受領・支出	184	3年以下の禁錮 又は50万円以下の罰金	246①
請負者等の寄附	199①	3年以下の禁錮 又は50万円以下の罰金	248①
会社等の特定の寄附	199	3年以下の禁錮 又は50万円以下の罰金	〃
特定の者に対する寄附の勧誘・要求	200①②	3年以下の禁錮 又は50万円以下の罰金	249
政治家の当該選挙に関する寄附	199②2①	1年以下の禁錮 又は30万円以下の罰金	249②2①
政治家の社交の程度を超える寄附	〃	1年以下の禁錮 又は30万円以下の罰金	249②2②
政治家の選挙に関しない寄附及び社交の程度を超えない禁止される寄附	〃	50万円以下の罰金	249②2③
政治家を名義人とする寄附	199②2②	50万円以下の罰金	249②2④
政治家を威迫した寄附の勧誘・要求	199②2③	1年以下の懲役若しくは禁錮 又は30万円以下の罰金	249②2⑤
政治家の当選又は被選挙権を失わせる目的の寄附の勧誘・要求	199②2③	3年以下の懲役若しくは禁錮 又は50万円以下の罰金	249②2⑥
政治家以外の者を威迫した政治家名義の寄附の勧誘・要求	199②2④	1年以下の懲役若しくは禁錮 30万円以下の罰金	249②2⑦
政治家の関係会社等の選挙に関する寄附	199③	50万円以下の罰金	249の3
政治家の氏名を冠した団体の寄附	199④	50万円以下の罰金	249の4
後援団体の寄附	199⑤①	50万円以下の罰金	249⑤①
後援団体の集会等における饗応接待をしたもの	199⑤②	50万円以下の罰金	249⑤②
会社その他の法人の後援団体の集会等における饗応接待	199⑤②	50万円以下の罰金	249⑤③
政治家の後援団体への一定期間内の寄附	199⑤③	50万円以下の罰金	249⑤④

〔罰 則〕

規制が正しく履行されるように担保として罰則が規定されています。違反者は公民権（選挙権，被選挙権）が停止されます。

なお，主なものを掲げると，下記のとおりです。

罰 則		該 当 条 文
23条	5年以下の禁錮又は 100万円以下の罰金	8条 届出前の寄附の受領・支出禁止違反
24	I 3年以下の禁錮又は 50万円以下の罰金	9, 18④, 19の4 会計帳簿の備付義務違反
	II "	10 明細書の提出違反, 虚偽記入
	III "	11 領収書徴収義務違反
	IV "	16 会計帳簿等の保存義務違反
	V "	16 " への虚偽記入
	VI "	15 引継義務違反
	VII "	31 収支報告書等の訂正命令違反
25①	I 5年以下の禁錮又は 100万円以下の罰金	12, 17 収支報告書の提出遅怠
	II "	12①, 17① " 記載義務違反
	III "	12①, 17① " 虚偽記入
25②	50万円以下の罰金	25①の注意義務怠慢
26	I 1年以下の禁錮又は 50万円以下の罰金	21①, 21の2①, 21の3①②③, 22①②会社等の寄附制限, 候補者等への寄附, 量的制限違反等
	II "	21③会社等への寄附の勧誘・要求違反
	III "	22の2 量的制限・会社等からの寄附受領違反
26の2	I 3年以下の禁錮又は 50万円以下の罰金	22の3①② 補助金団体等の寄附違反
	II "	22の3⑤ " の寄附の勧誘・要求
	III "	22の3⑥, 22の5, 22の6③補助金団体等・外国人・匿名等の寄附受領違反
	IV "	22の6① 匿名等の寄附制限違反
	V "	22の8④ パーティー対価の匿名支払違反
	VI "	22の8④ " の匿名支払受領違反
26の3	I 50万円以下の罰金	22の4① 赤字会社の寄附禁止違反
	II "	22の4② " からの寄附受領違反
	III "	22の8① パーティー対価の支払受領制限違反
	IV "	22の8② " の告知義務違反
	V "	22の8③ " 対価の支払制限違反
26の4	I 6月以下の禁錮又は 30万円以下の罰金	22の7① 寄附のあっせん違反
	II "	22の8④ パーティー対価の支払あっせん違反
	III "	22の9① 公務員の関与等制限違反
	IV "	22の9② " の要求違反
26の5	I 20万円以下の罰金	22の7② 寄附のあっせんの控除違反
	II "	22の8④ パーティー対価あっせんの控除違反
27①	禁錮又は罰金の併価	23, 24, 25①, 26の2, 26の4
27②	重大な過失による処罰（情状酌量）	24, 25①

※ 1 27①を除き罰金刑は，裁判確定日から5年間

2 27①を除き禁錮刑は，裁判確定日から①刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効を除き刑の執行免除を受けるまでの間及びその後5年間，又は②刑の執行を受けることがなくなるまでの間……公民権は停止される（28条）